

第2章

基本理念、施策展開の方向性、施策体系等

第2章 基本理念、施策展開の方向性、施策体系等

1 基本理念

高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、
いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指す

【基本理念の実現に向けた基本的な考え方】

① なら健康長寿基本計画に掲げる「健康寿命日本一」の実現

本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画（横串計画）である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向けて、高齢者の健康的な生活習慣の普及、要介護の原因となる高血圧症や糖尿病等の早期発見のための健診の受診勧奨等と併せて、高齢者の介護予防、健康づくり、社会参加の促進、生きがいづくりを推進します。

② ライフステージに応じた地域包括ケアシステムの構築・深化

高齢者ひとりひとりが、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように、元気な時期、フレイル期、要介護期、終末期とそれぞれのライフステージに応じて、可能な限り本人の意思決定を基本に、家族等と十分話し合いながら、住まいや医療・介護等のサービスが柔軟に選択できるような、支援体制や環境の構築を推進します。

③ 地域の特性に応じた取組の充実

地域によって高齢化の状況や、介護サービス等の社会資源の状況が異なり、また、住民同士の繋がりがりやライフスタイルにも違いがあります。

このため、地域の実情や特性に応じた、介護サービス提供体制の整備や医療と介護の連携体制の構築、住民による互助の仕組みづくり等の取組を充実していきます。また、地域内の市町村が連携した広域的・効率的な取組を推進します。

④ 災害や感染症への対応の強化

近年甚大な被害を及ぼす地震や風水害などの災害が各地で発生しており、また、令和2（2020）年初頭から新たな感染症である新型コロナウイルス感染症が全国的にも拡大しています。

高齢者にとっては、災害が発生した場合、避難の難しさが懸念され、また、感染症に感染した場合は重症化する可能性が高くなっています。災害時や感染症拡大の環境下においても、社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、利用者に対して継続的に提供される必要があることから、災害時に備えた体制の整備や感染拡大防止体制の推進を図ります。

⑤ ICTの積極的な活用

AIなどのICT技術を活用した独居・単身高齢者の見守り支援や、多職種連携を推進するツールとしてのICTの導入、介護職員の業務負担の軽減や業務の効率化に向けたICTの導入など、様々な状況におけるICTの活用に係る支援を行っていきます。

⑥ 介護サービス・高齢者福祉施策の充実、人材の確保・育成

令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、高齢者が尊厳を保持しながら、生活の質の維持・向上を図りつつ、その家族等を含め全ての県民が、地域で安心して暮らすことができるよう、適切な介護サービスや生活支援等の提供体制の整備を図るとともに、これを担う人材の確保・育成等の人的基盤の整備を推進します。

⑦ 客観的なデータの活用・分析、県内外の先進事例を踏まえた取組の推進

施策の展開や市町村支援にあたっては、客観的なデータの活用・分析（地域差の要因の把握と分析、課題抽出等）に基づく取組を進めるとともに、県内外の先進事例の情報収集・分析を行い、その結果を市町村、関係者、関係機関・団体と共有することで、横展開を図ります。

⑧ 奈良県地域医療構想及び奈良県保健医療計画等、他の県計画との連携・連動

高齢化社会に対応した医療提供体制を構築し、在宅医療を含めた地域包括ケアシステムの構築を推進するため、本県では、「奈良県地域医療構想（平成28年度から令和7年度）」及び「第7次奈良県保健医療計画（平成30年度から令和5年度）」を策定しています。

第8期計画においては、奈良県地域医療構想や第7次保健医療計画との整合性を重視し、連携・連動しながら、介護サービスの提供体制の整備や地域包括ケアシステムの構築・深化を進め、医療と介護サービスが連携し一体的に提供される仕組みづくりと併せ、急性期医療、回復期医療、慢性期医療から在宅医療及び介護等の一連の容態の変化に応じた医療と介護のサービスがシームレスに提供される仕組みづくりを推進します。

⑨ 計画の進行管理と評価の実施

第8期計画の実効性を高めるため、各々の課題の解決に向けた数値目標を設定した上で、施策を展開し、毎年度その進捗状況の把握・評価を行い、取組の見直しや改善に繋げるといふ、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、県ホームページ等で評価結果等を公表します。

また、市町村の介護保険事業計画で定められた施策内容、数値目標、その進捗状況についても把握し、第8期計画の進行管理に反映させていきます。

2 施策展開の方向性

【2つの柱での施策展開】

基本理念の実現に向けて、以下の2つを柱として、施策の方向性を定め、体系的な事業展開を図ります。

① 最後まで安心して暮らし続けられる地域づくり

令和7（2025）年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎え、また令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期を迎えることから、今後、介護や医療を必要とする方の増加が見込まれます。そのため、たとえ介護が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が尊厳を保持し、生活の質の維持・向上を図りつつ、可能な限り住み慣れた地域で安心してその有する能力に応じて自立した日常生活を営み暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築をより一層推進します。

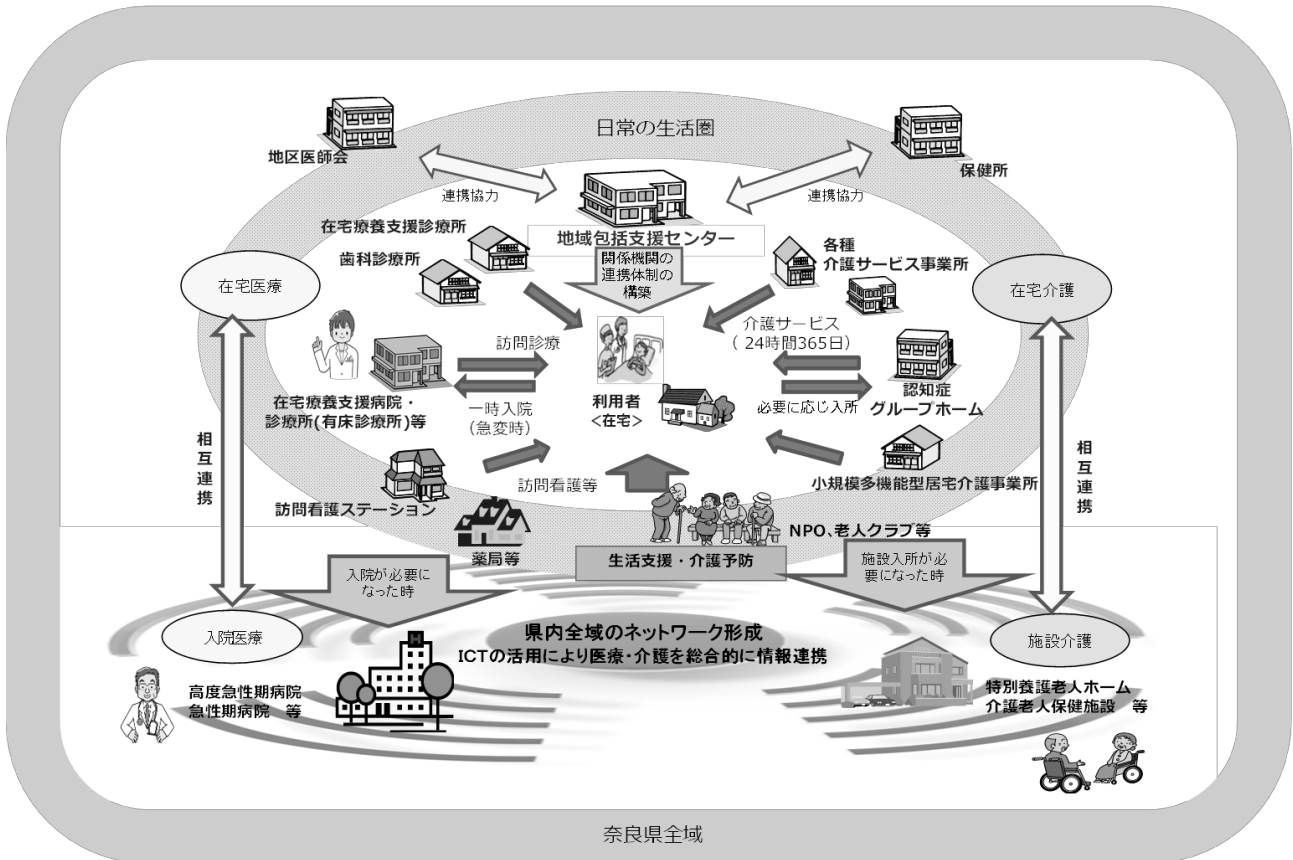
また、「地域包括ケアシステム」の構築・深化にあたっては、地域住民、市町村、関係者、関係機関・団体の連携・協働のもと、高齢者支援をはじめとする地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう取り組みます。

② 地域包括ケアシステムの基盤づくり

高齢化の進展に伴う要介護者の増加等により介護ニーズが増大するとともに、核家族化、介護者の高齢化などの進行に伴い、高齢者を支える介護保険制度の役割がますます重要になっています。このため、介護サービス基盤の充実とサービスの質の向上を図るとともに、介護保険制度が将来にわたり持続的・安定的に運営されるよう、介護人材の確保と資質の向上の取組を推進します。また、介護サービスが、高齢者の自立支援、重度化防止、要介護度の軽減に繋がるよう、過不足なく効果的・効率的に提供される取組を推進します。

【参考】

地域包括ケアシステムの構築イメージ



地域包括ケアシステムとは、高齢者がたとえ介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される仕組みです。

高齢者が最期まで自分らしく生きることを支援するため、本人の状態や家族の状況等に応じ、可能な限り本人の意思決定を基本に、家族等と十分話し合いながら、住まいや医療・介護等のサービスが柔軟に選択できるよう、支援体制や環境の構築を推進します。

市町村が保険者機能を発揮し、様々な関係機関・団体と連携体制を構築することにより、高齢者の在宅生活に必要な医療サービス、介護サービス、リハビリテーションや、生活支援サービス等の多様な実施主体による提供を目指します。

【地域包括ケアシステムの「植木鉢」】

「すまいとすまい方」を地域での生活の基盤をなす「植木鉢」に例えると、「介護予防・生活支援」は、養分を含んだ「土」と考えることができます。「介護予防・生活支援」という「土」がない（機能しない）ところでは、専門職の提供する「医療」や「介護」「保健・福祉」を植えても、それらは十分な力を発揮することなく、枯れてしまいます。さらに、これらの植木鉢と土、葉は「本人の選択と本人・家族の心構え」の上に成り立っています。

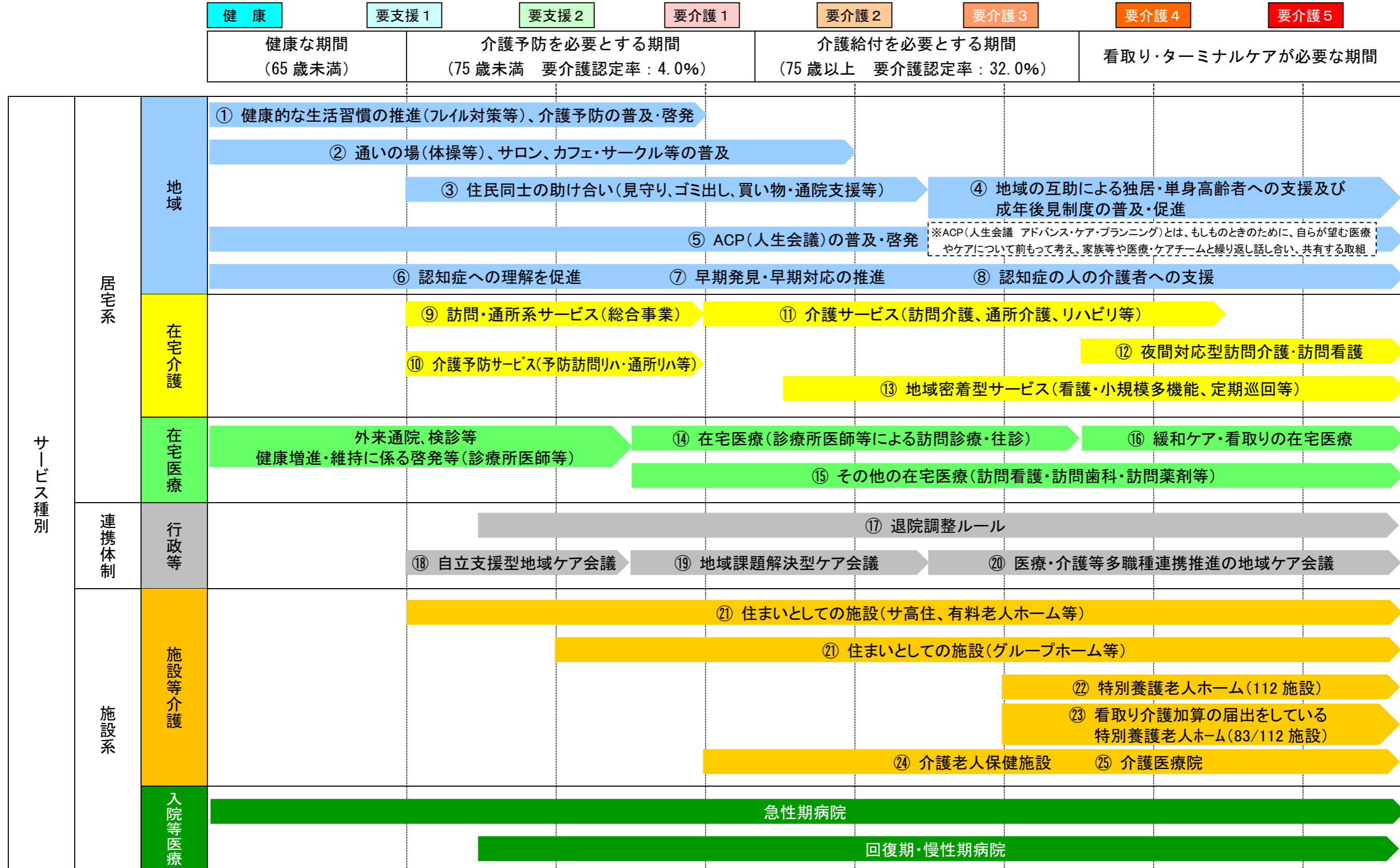


出典：平成28年3月地域包括ケア研究会報告書より

- 下図は、主として利用する可能性が高いサービス等の一般的な例を表現したものです。
- 実際には、地域における支援や行政の連携体制等は、図のように明確な線引きにより区切られるものではありません。

ライフステージに応じた地域包括ケアシステムのイメージ

○ 包括ケア、医療・介護連携は、ライフステージに応じて、中心となる拠点やサービスの担い手が変化



3 施策体系

奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護保険事業支援計画の施策体系

ライフステージに応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、以下の施策を推進

施策の柱		施策の方向性	施策の展開	
地域包括ケアシステムの構築・深化	最後まで安心して暮らし続けられる地域づくり	I 健康づくり・介護予防の推進	1 健康増進、介護予防への取組の強化 2 身近な地域における通いの場等の普及	① 健康的な生活習慣の推進(フレイル対策等)、介護予防の普及・啓発 ② 住民運営の通いの場(体操等)、サロン、カフェ・サークル等の普及
		II 生活支援サービスの充実	3 互助・共助による生活支援の推進 4 高齢者の安全・安心を支える地域づくり 5 最期まで自分らしく生きることへの支援	③ 住民同士の助け合い(見守り、ゴミ出し、買い物・通院支援等) ④ 地域の互助による独居・単身高齢者への支援及び成年後見制度の普及・促進 ⑤ ACP(人生会議)の普及・啓発
		III 認知症施策の推進	6 認知症の理解を深める普及・啓発 7 容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 8 認知症の人の介護者への支援	⑥ 認知症の人やその家族の思いを発信する機会を創出し、認知症への理解を促進 ⑦ 認知症初期集中支援チーム等の活動の充実による、早期発見・早期対応の推進 ⑧ 介護者が、身近な地域で気軽に悩みの相談等ができる認知症カフェ・サロンの推進
		IV 在宅介護の提供体制の整備	9 多様な介護サービスの整備・充実 10 介護予防サービスの充実・効果的な利用促進 11 居宅介護サービスの整備・充実 12 地域密着型サービスの整備・充実	⑨ 訪問・通所系サービスの整備・充実 ⑩ 介護予防サービス(予防訪問リハ・通所リハ等)の充実と効果的なサービス利用の促進 ⑪、⑫ 介護サービス(夜間対応訪問介護、通所介護、訪問看護等)の整備・充実 ⑬ 地域密着型サービス(看護・小規模多機能、定期巡回等)の整備・充実
		V 在宅医療の提供体制の整備	13 在宅医療等の提供体制の整備・充実 14 在宅看取りの普及・啓発と促進	⑭ 在宅医療(診療所医師等による訪問診療・往診)の整備・充実 ⑮ その他の在宅医療(訪問看護・訪問歯科・訪問薬剤等)の整備・充実 ⑯ 緩和ケア・看取りを支える在宅医療の整備
		VI 医療・介護連携の推進	15 多様な専門職による医療・介護の連携体制の構築	⑰ 退院調整ルール等の運用等による、病院と在宅を繋ぐ連携体制の整備・充実 ⑱、⑲ 自立支援や地域課題の解決に向けた地域ケア会議の充実 ⑳ 医療・介護等多職種連携の推進に向けた地域ケア会議の充実
		VII 暮らしやすいまちづくりの推進	16 多様な住まいの整備促進 17 支援を必要とする高齢者等に配慮した施設の整備	㉑ 住まいとしての施設(サ高住、有料老人ホーム、グループホーム等)の整備 ㉒、㉓ 特別養護老人ホームの整備及び施設における看取りへの対応の推進 ㉔、㉕ 介護老人保健施設、介護医療院の整備によるリハビリや医療的ケア体制整備
		VIII 災害や感染症への対応の強化	18 災害対策の強化 19 感染症対策の強化	㉖ 耐震化等高齢者施設の災害対策の強化及び避難計画の策定・見直しや訓練の推進 ㉗ 新型コロナウイルス等感染症対策の推進による継続的な介護サービスの提供体制の確保
		IX 魅力ある介護職場づくり	20 多様な介護人材の確保・育成 21 働きやすく、魅力的な介護職場づくり 22 介護人材が活躍できる仕組みづくり	㉘ 介護人材の育成・確保の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実 ㉙ 福祉介護事業所認証制度による処遇改善等、働きやすく魅力的な職場づくりの推進 ㉚ 介護人材の専門性向上を支援し、介護の仕事の魅力や頑張る介護職の情報を発信
		X 介護保険制度の適正な運営	23 介護認定の適正化 24 介護給付の適正化 25 自立支援・重度化防止の推進	㉛ 認定調査員研修の充実や認定調査の課題・現状分析による市町村間の平準化を推進 ㉜ ケアプラン点検等による自立支援・重度化防止に資する適切な介護サービスの利用を促進 ㉝ 重度化防止に向けて、多様な専門職が参画する自立支援型地域ケア会議を普及・促進

4 県・市町村・県民の役割と連携

県は、保険者である市町村をはじめ、様々な関係者、関係機関・団体との連携・協働のもと、県民の皆様にも参画いただきながら、計画の推進に取り組みます。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の実現に向けた事業展開 ・県内外の先進事例の情報収集・分析及び市町村等への情報提供 ・広域的な基盤整備、市町村の支援・広域調整 ・介護や福祉の事業者の誘致、起業・経営支援 ・専門職の知識・技術の向上への支援 ・多様な介護人材の育成・確保 ・認知症施策の推進 ・災害・感染症対策の強化
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情やニーズの把握 ・介護保険制度の着実かつ円滑な運営 ・高齢者の虐待防止や老人保護措置の的確な実施 ・地域に密着した介護サービス基盤の整備・運営 ・地域における住民の健康づくり・介護予防や生活支援の実践 ・支援が必要な高齢者等を地域全体で支える体制づくり ・生活支援の担い手の確保、養成 ・認知症に関する正確な情報発信及び認知症の予防や早期発見・支援の提供 ・災害・感染症対策への取組
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防や健康を維持するための生活習慣の推進 ・高齢者を地域で支える体制づくり ・多様な組織やグループを通じた住民や当事者どうしの支え合い ・見守りや生活支援の担い手としての積極的な社会参加 ・認知症に対する正しい知識の習得 ・災害・感染症への備え

